

沼津市介護保険条例の一部改正について

沼津市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市介護保険条例の一部を改正する条例

沼津市介護保険条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の4に次の1号を加える。

(3) 紙おむつ等介護用品支給サービス費の支給

第1条の5に次の1号を加える。

(3) 前条第3号に掲げる給付 居宅要介護被保険者等のうち、法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護2から要介護5までのいずれかであり、かつ、紙おむつ等介護用品（以下「紙おむつ等」という。）のうち、紙おむつの使用が必要であると認められる者

第1条の9を第1条の10とする。

第1条の8第3項中「前2項」を「前3項」に、「又は生活援助見守り型訪問介護サービス費」を「、生活援助見守り型訪問介護サービス費又は紙おむつ等介護用品支給サービス費」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 居宅要介護被保険者等が指定紙おむつ等支給サービス事業者から紙おむつ等支給サービスを受けたときは、市は、当該居宅要介護被保険者等が当該指定紙おむつ等支給サービス事業者を支払うべき当該紙おむつ等支給サービスに要した費用について、紙おむつ等介護用品支給サービス費として当該居宅要介護被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者等に代わり、当該指定紙おむつ等支給サービス事業者を支払うことができる。

第1条の8を第1条の9とし、第1条の7の次に次の1条を加える。

(紙おむつ等介護用品支給サービス費の額等)

第1条の8 紙おむつ等介護用品支給サービス費の支給は、第1条の5第3号に掲げる者が、市長の指定を受けた者（以下「指定紙おむつ等支給サービス事業者」という。）から紙おむつ等の支給を受けたときに行うものとし、その額は、紙おむつ等の支給サービス（以下「紙おむつ等支給サービス」という。）の提供に要した費用の額から規則で定める利用者負担額を除いた額とする。

2 紙おむつ等支給サービスは、規則で定める額を超えて受けることができない。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第2号中「46,200円」を「45,200円」に改め、同項第3号中「49,500円」を「45,500円」に改め、同項第6号イ、第7号イ及び第8号イ中「第10号イ又は第11号イ」を「第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「次号イ又は第11号イ」を「次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号ア中「400万円」を「420万円」に、「500万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第11号ア中「500万円」を「520万円」に、「1,000万円」を「620万円」に改め、同号イ中「（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））」の次に「、次号イ又は第13号イ」を加え、同項第12号中「138,600円」を「145,200円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号の次に次の2号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 年額 135,300円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 年額 138,600円

ア 合計所得金額が720万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による

額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,800円」を「18,800円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,800円」を「18,800円」に、「33,000円」を「32,000円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,800円」を「18,800円」に、「46,200円」を「45,200円」に改める。

第4条第3項中「第10号イ若しくは第11号イ」を「第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に、「第11号まで」を「第13号まで」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第1条の4、第1条の5及び第1条の8から第1条の10までの規定は、令和6年4月1日以後に提供されるサービスから適用する。

3 この条例による改正後の第2条及び第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

「提案理由」

第9期沼津市介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料の額を定めるほか、特別給付として紙おむつ等介護用品の支給サービスを追加するものである。